相・続・通・信 第24号

HP も是非ご覧ください!

相続 松本

接索



》相続手続支援センター® 平成25年9月

文援センター® 平成25年9月

◆松本駅前店 ◆<mark>◆長</mark>野駅前店

 $\mp 390 - 0817$ $\pm 380 - 0921$

長野県松本市巾上 13-6 長野県長野市栗田 292 番地

T: 0120-97-3713 TEL:0263-35-6481 TEL:026-223-1322

◆飯田店

₹395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アダージョ 2 1F

「相続」「松本」で検索!

T: 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

(※今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)

『成年後見人・遺言の基礎』セミナー

~終活で準備すべき書類3点セットとは~

まだまだ残暑厳しい季節が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、当センターでは、来る 9 月 28 日 (土) 午前 10 時~飯田市にて、また、10 月 10 日 (木) 午前 10 時~松本市にて、『成年後見人・遺言の基礎』セミナーを開催致します。近年、ご自身のエンディングについて考える "終活"が盛んになってきております。今回のテーマは、ご自身のエンディングを見据え、準備を進める上で大変関わりのある重要なテーマです。後見制度の利用者数・遺言の作成者数は、近年増加傾向にあり、今後、ますます準備しておく重要性が高まることも予想されます。是非、この機会に、終活の一環として準備すべき書類 3 点セットについて、基礎から一緒に勉強してみませんか。

セミナー参加費用は無料ですが、予約制となっております。参加を希望する方は、下記の電話番号までご連絡ください。多くの方のご参加を心よりお待ちしております!

≪松本会場≫・・・担当:松本駅前店

◆日時:平成 25 年 **10** 月 **10** 日 (**木**)

午前 10:00~12:00 (開場 9:30)

◆場所:市民タイムスみすず野ホール

◆定員:20名 ◆持ち物:筆記用具

0120-97-3713

≪飯田会場≫・・・担当:飯田店

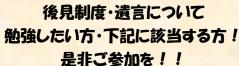
◆日時: 平成 25 年 9 月 28 日 (土)

午前 10:00~11:50 (開場 9:30)

◆場所:南信州・飯田産業センター

◆定員:30名 ◆持ち物:筆記用具

0200120-13-6415



☑成年後見制度とは?

☑自分が寝たきりになったら心配

☑自分が認知症になったら心配

☑遺言を作るメリットは?

☑自分の万一の場合に備えて、

準備できることって何だろう?

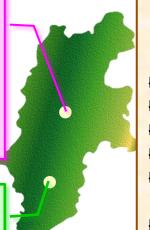
☑大切な家族に迷惑をかけたくない

☑最期まで自分らしく生きたい

※☎申込受付時間:(月~金) 9:00~17:30

 (\pm) 10:00~17:30

※飯田店は、(土)は松本駅前店へ転送となります。



一続の現場から~ 相続税の税務調査で

よくみられるポイント

相続税の改正が決まり、平成27年1月1日から基礎控除が大幅に引き下げられることとなりました。 これにより、相続税申告が必要な方は、今までの 1.5 倍に増加すると言われています。どんどん身近に なってくる相続税ですが、怖いのが税務調査です。

そこで、税理士に税務調査でよく見られるポイントをお聞きしました。中でも最もよく見られるのが、 銀行口座の取引履歴だそうです。相続税は亡くなった方が死亡時点で持っていた財産について課税され ます。逆に、生前に預金口座から多額のお金を引き出している場合は、死亡日時点の預金残高が減るの で、申告漏れを指摘されるケースがあるそうです。なんでもかんでも、生前に引き出したものが課税さ れるわけではないそうで、引き出したお金を何に使ったかによって、取り扱いが違うそうです。いくつ か具体例を挙げますと、以下のようになります。

- ①引き出した現金を生活費等に使用した場合 →
- ③死亡直前に葬式費用を引き出した場合
- ④引き出した現金を贈与した場合

- 課税されない。
- ②引き出した現金で物品を購入した場合 → 現金としては課税されないが、購入した物品に よっては相続財産として計上する必要がある。
 - → 現金として課税される。 但し、葬式費用は控除できる。
 - → 相続税又は贈与税が課税される可能性がある。
- ⑤引き出した現金を他人名義の口座に移し替えた場合(贈与以外) → 名義預金として課税される。

一番困るのが、何に使ったかわからない、という場合です。そういう場合は、税理士でも判断できな いので、相続財産で計上するかどうかは、お客様に判断していただくようです。

税務調査は最大7年間遡りますが、7年前の通帳を見て何に使ったか思い出せる方はほとんどいない でしょう。普段から記録に残していくことをお勧めします。また、領収書や請求書も証拠となり得るの で、金額が大きいものは捨てずにとっておきましょう。因みに、税務署は職権で取引履歴を金融機関か ら取り寄せることができますので、隠し通すことはできないそうです。あしからず。

相続"豆"知識

遺言書を書いても、遺言書と違った相続ができるらしい

長年のサラリーマン生活に終止符を打ち、「遺言書」に向き合おうと考える時間が作れたAさん。Aさ んは、「今ある財産から年金で貰える金額を加えて、今後の生活資金などを差し引いたらこれだけ残る、 さてこの財産をどうしようか」と考え、長男には自宅土地を…、長女には定期預金を…、と具体的に遺 言書を作ってみました。ところが、法的に有効な遺言書があっても、遺言通りにならない相続がある、 という話を聞きました。どうしてそんな事があるのか?疑問に思い調べてみました。

なんでも「相続人全員が納得」すれば遺言書とは違った相続ができるとの事です。「全員納得」が大前 提ですので、「まあいいか」と考えたAさんですが、結果的に話し合いに依るなら「そもそも遺言書を作 らなくてもいいんじゃないのか?」とも考えたAさん、もうちょっと調べてみました。

なんと「遺言執行者」(遺言書の内容を忠実に実現する人)を選定しておけば、遺言書通りに手続きが 進むとわかりました。例え相続人全員が話し合っても遺言執行者の同意が必要で、自分の意思が尊重さ れると知ったAさんは、遺言執行者の選任を始めました。遺言執行者は親族でもなれるが、さすがに近 しい人を選んでしまうと揉める種になると考えたAさんは、相続手続支援センターに相談をしました。 センターでは、必要な専門家とともに老後の財産管理や、相続税対策等の相談もできるようなので、後々 の安心に繋がりました。